

資格取消後は

組合員証等の返却をお願いします

組合員証、被扶養者証等が
使用できるのは、

退職日までです。



新しい保険証が届くまで



月途中の退職だから月末まで使う



資格喪失後に組合員証等を提示して医療機関等を受診
した場合、後日医療費等の返還請求をします。